肥料価格高騰対策事業（春肥）の留意点について

１　申請書類の記載方法について

【全体】

・他県の農業者が５人以上いる場合は、当該県にて申請することになっているので春肥では特に留意願います。

・各書類の氏名の情報が参加農業者名簿、化学肥料低減計画書、領収書で異なる事例が多く、審査に時間を要したため、全ての書類で氏名の情報が一致するようお願いします。

【様式第１－２号　参加農業者名簿】

・春肥の申請をする際、参加農業者名簿について、秋肥の欄は「記入しない」でください。（秋肥の申請漏れを申請する場合は別途ご相談ください。）

・秋肥では、１円単位のずれが生じた例が多かったため、計算式を入れたエクセルをホームページで提供しますのご活用ください。

・参加農業者名簿は行を追加して記載してください（提供した行数で1枚にしてしまうと枚数が増えてしまいます）。

・参加農業者名簿の文字（氏名、金額）が小さく、判別が困難な事例があったため、ゴシック体で大きな文字で表示いただくようお願いします（手書きの方も判別できる大きさでの表示をお願いします）。

【化学肥料低減計画書】

①春肥で初めて申請する場合

⇒新たな化学肥料低減計画書を提出

②春肥を使用する作物※が秋肥を使用する作物と違う場合　※作付け面積の半分以上を占める作物

⇒新たな化学肥料低減計画書を提出

③春肥を使用する作物※が秋肥を使用する作物と同じ場合（秋肥で化学肥料低減計画書を提出済）

⇒秋肥の化学肥料低減計画書をコピーし、右上の区分を春肥に○を付けたものでも可※取組実施者が農業者本人から意思確認したことを別紙に記載する

※郵便番号を追記

*（別紙で記載する内容）参加農業者名簿○番～○番については、参加農業者への聞取りにより、申請にかかる肥料を春用肥料として使用すること、また当該化学肥料低減計画を実施することについて確認しました（令和５年○月○日　取組実施者　確認者氏名）。*

２　領収書等の扱いについて

「参加農業者が肥料代金を支払ったか、現に支払い義務が発生していることが確認できる書類等」の扱いについては、以下のものを必ず備えるようにする。

・請求書又は領収書（レシートに宛名書きはＮＧ）

・販売証明書（別添の例のとおり）